

振込訂正・組戻サービス利用規定

2025 年 4 月 21 日

1. サービスの内容

振込訂正・組戻サービス（以下、「本サービス」といいます）とは、契約者が当行所定の方法により依頼した振込について、以下のことを行うサービスをいいます。

- (1) 振込先の金融機関（当行を含みます）から振込先口座に入金できないと当行に通知があった場合（以下、「振込不能」といいます）における、当行から契約者への振込不能発生の通知（以下、「振込不能通知」といいます）
- (2) 振込不能となった振込に関する訂正の依頼
- (3) 振込不能となった振込に関する組戻の依頼
- (4) 振込不能となった振込に関する再振込の依頼

2. サービスの利用について

(1) 振込不能通知

- ① 当行から契約者への振込不能通知は、電子メールにより行います。電子メールアドレスは「道銀ビジネス WEB サービス取引規定」第 7 条 1 項に規定する登録アドレスとします。
- ② 契約者は、予め当行所定の方法により、振込不能通知の電子メールを受け取る利用者を登録するものとします。
- ③ 当行が当行所定のタイミングで電子メールの送信処理をしたときをもって、当行が契約者に振込不能通知をしたものと見做します。

(2) 訂正・組戻・再振込依頼の確定

依頼の権限を有する利用者は、振込不能となった振込に対して当行所定の事項を入力し、当行所定の受付時限までに依頼を確定するものとします。

(3) 訂正・組戻・再振込依頼の承認

- ① 承認権限を有する利用者は、前項に定める依頼の確定内容に誤りがないことを確認し、当行所定の承認時限までに依頼を承認するものとします。
- ② 依頼の承認後、契約者は振込不能明細画面により手続きが完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって生じた損害について当行は責任を負いません。
- ③ 当行は契約者に事前に通知することなく承認時限を変更することがあります。

(4) 訂正・組戻・再振込依頼の完了

前項に定める依頼の承認手続きが完了した場合、当行は正当な契約者からの依頼が完了したものとし、当行所定の方法により訂正・組戻・再振込の手続きを行います。完了後は依頼内容の取消・変更はできません。

(5) 組戻依頼に関する振込資金の取扱い

当行は、振込先の金融機関（当行を含みます）から返却された振込資金を、当該振込の支払指定口座に入金するものとします。

3. サービス対象取引

本サービスの対象となる振込は、当行所定の方法で実施された振込のうち、振込不能となった振込とします。当行所定の方法以外で実施された振込および振込不能となっていない振込に関する訂正・組戻・再振込の依頼はできません。なお、当行所定の方法で実施された振込であっても、振込先の金融機関（当行を含みます）の事務処理方法等の事情により、本サービスによる訂正・組戻・再振込の依頼ができないことがあります。

4. サービス利用手数料

訂正・組戻・再振込の依頼にあたっては、当行所定の手数料がかかります。手数料は、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、当行所定の方法で届け出た預金口座から当行所定の日引き落とします。

5. サービス利用に伴う組戻等の特約

契約者が本サービスを利用する場合、振込規定等に優先し以下の条項が適用されるものとします。

(1) 振込不能通知

振込不能が発生した場合、当行から契約者への振込不能通知は、電子メールにより行います。

(2) 複数の依頼があった場合の取扱い

1件の振込不能に対し、契約者から複数の訂正・組戻・再振込の依頼（本サービスを利用した依頼に限りません）があった場合は、当行の裁量により、このうち1件の依頼のみを受け付けるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。

(3) 組戻等の依頼がなかった場合の取扱い

振込不能発生後、契約者から当行所定の期間までに訂正・組戻・再振込の依頼（本サービスを利用した依頼に限りません）がなかった場合、当行は振込不能となった振込について契約者から組戻依頼があったものと見做し、返却された振込資金を当該振込の支払指定口座に入金するものとします。

6. 免責事項

(1) 振込不能通知

契約者が振込不能通知の電子メールを確認できなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は契約者が電子メールを利用できない場合でも利用不可原因を調査する義務および電話等その他の手段で振込不能を通知する義務を負わないものとします。

(2) 振込金融機関の錯誤

振込先の金融機関（当行を含みます）から当行への振込不能の通知に基づき、当行から契約者へ振込不能の通知を行います。振込先の金融機関が錯誤したことにより、当行が契約者へ適切な通知をできなかったことにより生じた損害について当行は責任を負いません。

(3) 利用者の権限設定

契約者は、本サービスを利用する利用者毎に適切な利用権限を設定するものとします。契約者が適切な利用権限を設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

7. 電子メール送信クラウドサービスの利用

振込不能通知の電子メール送信では、Twilio Japan 合同会社が提供する SendGrid を使用します。SendGrid は、米国 Twilio 社にて管理・運用しています。本サービス利用者は、個人情報米国 Twilio 社に提供することに同意するものとします。

(1) 利用目的

電子メールでの振込不能通知

(2) 提供する個人情報

メールアドレス、契約者名

個人情報保護法の規定に基づく、情報提供事項は次のとおりです。

(1) 外国の名称

アメリカ合衆国（カリフォルニア州）

(2) 当該外国における個人情報の保護に関する制度

アメリカ合衆国は APEC の CBPR システムに参加しています。同国（カリフォルニア州）における個人情報保護に関する制度は、以下に記載されておりますので、ご確認ください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置

Twilio 社は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じています。Twilio 社が講ずる措置については、以下の同社ホームページをご覧ください。

<https://www.twilio.com/ja-jp/legal/privacy>

8. 規定の準用

本利用規定に定めのない事項については、振込規定の定めにより取扱います。

以 上